平成２３年（フ）第１７１０号
京都市伏見区北浜町904リバージュ北浜103号
破産者　有限会社オーエーテック
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１９０号
山口県岩国市尾津町５丁目11番１号
破産者　岩国水産市場株式会社
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３９５号
愛媛県松山市平井町3003番地
破産者　有限会社松澤園芸センター
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１２号
高知県香美市土佐山田町楠目1033番地５
破産者　有限会社宅配のたんぽぽ
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５３号
青森県八戸市青葉１丁目13番19号、前住所青森県八戸市南類家２丁目10番17号
破産者　黒澤　逸郎
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
愛知県一宮市大和町毛受字北河原24番地３
市営毛受住宅141号
破産者　山内　光治
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３８号
愛知県丹羽郡大口町大御堂１丁目227番地
破産者　ＴＭハッピークリエイトこと　前田　臣代
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６６７号
札幌市東区北30条東５丁目３番13―203号、開始決定時の住所札幌市手稲区前田７条７丁目４番14号　フォルテ101号
破産者　米澤　　修
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４２号
札幌市手稲区富丘２条３丁目２番28号
破産者　工藤　彰久
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３７９号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目４番28―301号
破産者　茶畑　弘晃
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４号
山形県鶴岡市高田字上村77番地
破産者　冨樫　文雄
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第７５号
山形県酒田市若宮町１丁目３番15号、前住所山形県酒田市局字局27番地
破産者　今井　寿一
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２６号
群馬県太田市龍舞町1757番地
破産者　町田　英孝
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２４８号
群馬県太田市大原町465番地10
破産者　木村　　剛
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２０７６号
埼玉県蕨市北町１丁目19番20号　Ｔ＆Ｓ司ハイム蕨106号、旧住所埼玉県蕨市北町１丁目21番17号　モジュール・ハイツ303号
破産者　村上　敏博
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
新潟県上越市新光町３丁目４番26号、住民票上の住所新潟県上越市上源入494番地
破産者　山本　　勝
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１１２号
新潟県上越市頸城区北四ツ屋193番地
破産者　白鳥　光一
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第８５７号
広島市中区小網町３番19号　サンピアミラノ１Ｆ水土里
破産者　藤井　彰展
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目24番４号
破産者　堂領まり子
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係